

第 437 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 9 月 13 日（水）午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1 - 1、1 - 2
3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、ただ今より第 437 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、議事次第、座席表、資料目次と記載しました資料集、特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出趣旨説明者名簿の 4 点です。不足等ありましたら事務局にお申し付けください。

都留会長 続きまして、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、労働者代表の澤登委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入ります。

まず、議事（1）「特定最低賃金の改正決定及び決定の申出について」です。

申出要件について、本審議会において審議いたしますので、事務局から、現在までの申出状況について、説明をお願いします。

賃金指導官 これまでに申出のなされた 5 業種について御説明いたします。資料集を御覧ください。

1 ページから始まります資料 1 を御覧ください。こちらは、5 業種の特定（産業別）最低賃金の申出状況の一覧表です。

特定最低賃金につきましては、令和 5 年 3 月 2 日の本審におきまして、3 業種の改正決定の申出に係る意向表明、2 業種の新設決定の申出に係る意向表明がありました旨の御報告をいたしました。その後、令和 5 年 4 月 4 日に 1 業種の新設決定の申出に係る意向表明がありました。

そして、令和 5 年 7 月 31 日に、3 業種について、改正決定の申出が、2 業種について、新設決定の申出がありました。具体的には、改正決定につ

きましては、東京都鉄鋼業最低賃金、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金に係る申出がありました。また、新設決定につきましては、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金、東京都自動車小売業（新車）最低賃金に係る申出がありました。

資料1の一覧表の右から4番目の列、A欄は、申出者が代表する基幹的労働者数で、その右隣のB欄は、事務局で経済センサス等を元に推計算出した当該業種の最低賃金が適用される基幹的労働者数です。基幹的労働者とは、表の下の注3から注6に記載しております。例えば、鉄鋼業では(1)、(2)及び(3)を除外した労働者が基幹的労働者になります。

5ページから34ページまでの資料2から資料6は、各特定最低賃金の申出書の抜粋です。事務局において確認した結果、5件はいずれも「新産業別最低賃金の運用方針」に照らして、適用される使用者及び基幹的労働者の範囲、対象となる労働協約の適用数、申出者の適格性その他について、形式要件である新設2分の1以上、改正概ね3分の1以上に該当していると判断しましたので申出を受理しました。私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただ今、説明のありました申出要件について、何か御意見がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、この5業種については申出要件等について特段の問題はないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御意見がないようですので、議事(2)「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の諮問について」に進みます。

本日、東京労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について、諮問される御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けすることとします。それでは、局長、よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

賃金課長

それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

都留会長
賃金課長補佐

事務局は諮問文を朗読してください。

まず、改正3業種から読み上げます。

東労発基0913第1号

令和5年9月13日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康殿

東京労働局長 辻田博

東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

東京都鉄鋼業最低賃金（平成24年東京労働局最低賃金公示第5号）、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第3号）

以上です。

続きまして、新設2業種です。

東労発基0913第2号

令和5年9月13日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康殿

東京労働局長 辻田博

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業ほか1件に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金、東京都自動車小売業（新車）最低賃金

以上です。

都留会長

ただ今、東京労働局長から、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問がありました。

特定最低賃金に係る必要性審議については、関係労使のイニシアティブと効率的運営の観点から適切に行うものとするとされていることから、この必要性の有無に係る諮問について、検討委員会に審議を付託するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

それでは、令和5年度の特定最低賃金必要性の有無及び審議の進め方等につきましては、検討委員会の場で審議していただくことといたします。

事務局は、この検討委員会の審議を踏まえて、今後必要な日程調整等について、労使各側と緊密に連携してください。

では、議事(3)「特定最低賃金の改正決定及び決定の申出人による申出の趣旨説明」に進みます。

特定最低賃金の改正決定及び決定について、この場で申出者による申出の趣旨説明を行っていただきたいと思います。

特定最低賃金の名称は長いので略して申し上げますが、本日は鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車小売業(新車)の順にお願いしたいと思います。

申出者に御入室いただきますので少しお待ちください。

(申出者入室)

都留会長

労働者側委員から、申出者の御紹介をお願いいたします。

田代委員

配布資料の中に、特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出趣旨説明者名簿という資料があります。

本日、私を含めて4名が申出趣旨説明を行います。この資料に記載のとおり、まず、改正の輸送用機械、新設の自動車小売に関しては、安藤哲雄さん、全日産・一般業種労働組合連合会、関東地域本部労組活動アドバイザーにお願いしたいと思います。

また、鉄鋼につきましては、平木漠さん、日本基幹産業労働組合連合会東京都本部副委員長であり、また、日本製鉄本社労働組合書記長です。

はん用機械につきましては、戸田健一さん、JAM東京千葉の副書記長です。

電気の新設に関しては、私の方から説明します。

都留会長

申出者の皆様にはお忙しいところ、お越しいただきありがとうございます。御発言は、業界の動向を踏まえて、時間は15分程度を目安にお願いいたします。それでは、最初に鉄鋼業の申出者の方から、本件申出の趣旨について御説明をお願いいたします。

平木申出人

先ほど御紹介いただきました日本基幹産業労働組合連合会東京都本部から参りました日本製鉄本社労働組合の平木と申します。よろしく願いいたします。

東京都の鉄鋼業の最低賃金の改正に係る申出趣旨説明ということで発言させていただきます。

産業別最低賃金につきましては、労働条件の向上と事業の公正競争の確保を幹として産業ごとの基幹的労働者の賃金の最低額を保障する制度であることは周知のことだと存じます。

産業別最低賃金を改正することは、昨今の賃金引上げの動きを非正規労働者や低所得者層にまで普及させ、産業・企業の維持発展に向けた優秀な人材を確保するために必要な魅力ある労働条件を確立するとともに経済の好循環につなげるための重要な取組みであると私達は考えております。

まず、産業の優位性の確保に関してですが、東京都と神奈川県は鉄鋼業の最低賃金は地域別最低賃金を下回る現状となっておりますが、その他の地域では、毎年、金額改正審議において、金額の引上げを確認しております。

近年、地域別最低賃金が急激に引上がっており、鉄鋼業の最低賃金の優位性が縮小しておりますが、大阪府のように地域別最低賃金に埋もれていても、その後の金額改正審議において、鉄鋼業最低賃金の優位性を確保している地域もあります。

パートやアルバイトでも適用される地域別最低賃金はもちろんのこと、鉄鋼業の魅力として他産業を上回る最低賃金が必要だと考えております。

次に、働きの価値に見合った賃金水準という点についてです。鉄鋼業の現場には、24時間、365日稼働している職場も多くあります。

製造現場で、操業、整備を担う者は、高度な専門性や高い熟練度を要することに加え、巨大装置や大型資材を扱うことから重大災害が発生する可能性にも晒されています。かつ、暑熱環境であり、熱中症や暑さ対策も行っておりますが、限界があるのが実態です。働く者は大変厳しい環境でも、産業の発展のために、日々精進して業務に励んでおります。

一方、スタッフ部門におきましては、営業、コーポレート、生産管理、技術開発がそれぞれの持ち場で、生産現場を支えています。加えて、近年では、生産現場に高度化されたIT技術の活用が求められており、その実現のため、研鑽、研究を重ねています。

鉄鋼業で働く労働者に求められているスキルの水準は格段に上がってまして、その働きの価値に見合った賃金とする必要があります。このことに鑑みれば、その産業別最低賃金は、地域別最低賃金や他産業の産別最低賃金と比較してより高い水準であってしかるべきであると考えます。

そして、働く者が職業を選択する上で優先するのは、賃金を中心とした魅力ある労働条件と労働環境によるところが大きく、鉄鋼業で働く労働者の賃金水準が地域別最低賃金や他の産業と比べて魅力的でなければ、当然、軽作業で作業環境が良い産業に優秀な人材が流出してしまい、我が国の基幹産業である鉄鋼業が今後急激に減退し、存亡の危機に直面してしまう恐れがあると考えます。

我々、基幹労連では、今年の春季交渉におきまして、産別組織一体となった賃金改善に注力しまして、幾度の交渉を重ねた結果、平均6,339円の賃金改善を獲得しております。この結果を労働組合が未組織の企業、団体に所属する未組織労働者の方にも波及させる必要があると考えております。また、規模が小さな労働組合ほど、賃金改善の獲得額が少ない傾向にあるということは、日本鉄鋼業の競争力の礎である中小企業の人材確保、定着力に懸念を持たせるものであります。こうした観点からも、鉄鋼業の産業別最低賃金の引上げが必要であると考えております。

最後に、優秀な人材の確保定着の観点についてです。国内の生産年齢人口が減少していく中で、人材獲得競争は激化しています。また、コロナ禍で在宅勤務等の柔軟な働き方が一般化した昨今、製造現場での作業や交代勤務を希望する求職者は少なく、製造業各社は人材確保に苦慮しているのが実態です。また、苦勞して獲得した人材を入社後に手塩にかけて育成しても、労働環境や処遇等を理由に退職する者も増えておりまして、操業維持に苦慮している事業所も多くございます。

そうした中で、人材の定着のために労働環境や処遇を改善することは急務と考えております。とりわけ、鉄鋼業においては、国際競争が一層激化している中で、環境問題の対応に加えて、前人未踏のカーボンニュートラル生産の実現に向けた対応が必須となっております。それを支える優秀な人材の獲得が必要であることは言うまでもありません。私達基幹労連に集う産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせず、その優秀な人

材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければなりません。

産業別最低賃金が必要ないとなりますと、産業としての魅力が薄れ、人材の確保に支障をきたすこととなります。産業の将来を見据えた人材の確保ができなければ、人員構成にゆがみが生じ、技術、技能の伝承に支障をきたすことにもなります。特に、高技能、長期能力蓄積型産業である鉄鋼業においては、技術や技能を確実に伝承していくことが重要でありますので、そのためには、適切な産業別最低賃金が必要となります。

近年の国際競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた国内の鉄鋼産業全体の底上げが必要であり、仮に鉄鋼業が衰退することになると、日本のものづくり産業の全体の弱体化、ひいては、日本経済の衰退にも繋がってしまいます。生産年齢人口が減少する中で、国内の鉄鋼業の競争力を維持、強化させるためにも優秀な人材の確保は欠かせず、そのためには、鉄鋼業で働く者全てにおいて、賃金水準を向上させ、産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

鉄鋼労働者の最低賃金を一斉に底上げすることは、周辺の産業の賃金の底上げを図ることにもつながります。多くの労働者の賃金が底上げされることによって、消費の拡大が期待でき、ひいては、地域の経済の活性化をもたらすことにもなります。経済の好循環を実現するためにも産業全体の賃金底上げが必要であり、その意味でも鉄鋼業の最低賃金は必要不可欠であります。以上のことを御理解いただいた上で、鉄鋼業の最低賃金の必要性についての審議をお願いいたします。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、はん用機械器具製造業の申出者の方からの御説明をお願いいたします。

戸田申出人

ただ今御紹介いただきました、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の申出趣旨説明ということで、お話をさせていただきます産業別労働組合 J A M 東京千葉の戸田と申します。副書記長の職を仰せつかっております。

短い時間の中ですが、今回、趣旨説明ということで、足下の状況と、はん用機械器具と生産用機械器具製造業の重要性ということで、文章にまとめてまいりましたので、読み上げながら申出のお願いをしたいと考えています。

まず、J A M は機械金属産業を中心として、特に中小零細企業の多くを抱える組合組織です。全国には 1,600 の組合があり、その 6 割以上が中小零細企業と言われております。東京でも 160 以上の組合があり、多くは、

はん用機械器具、生産用機械器具製造業の労働組合になります。先日の東京都地域別最低賃金において、41 円引上げられたということは、我々全労働者に適用される中では、大変喜ばしいことでありまして、審議会委員の皆様我真摯な議論をいただきましたことに敬意を表するとともに、労働組合の一員としても、大変喜ばしいことと感じております。もちろん、東京におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業に従事する労働者の最低賃金も、今回の労働者の枠組みとして、引上げられることとなりますが、本日は、地域別最低賃金とは別に、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金の引上げの議論の必要性についてお願いしたいと思っております。

それでは、足下の JAM の方の状況となりますが、まず、直近の春闘の状況をお話しさせていただければと思います。

JAM 全体の概要として、コロナ禍で業況が大きく落ち込んだ今年の業況はおおむね回復傾向にあります。エネルギーや原材料価格の高騰で、2022 年 2 月以降、ロシアのウクライナ侵攻などで不透明感があるとか業績回復にバラつきがあるとかが一部では言われております。

二つ目として、急激な物価上昇やこれまでの賃金上昇が不十分であるとの思いもあり、春季生活闘争における賃上げに対する組合員の期待も大きかったと言える。そのため、要求額はここ数年間においても高い額となりました。企業もその期待に応じようとするとともに、人口減少傾向、特に労働力人口減少による採用難、人材流出といった継続的な人材不足感に危機感を深め、回答額は、平均賃上げ、賃金改善ともに、1999 年に結成した JAM であります。特に、JAM 東京千葉においては、要求額はもちろん前年よりも大きく要求することになりまして、ベア改善額で 8,211 円を要求してございました。回答は、単純平均で、定期昇給相当分を含みまして、10,026 円、前年比を 3,960 円プラスとなり、ベア改善分では 5,964 円を獲得する様相が見られたというところでございます。

はん用機械器具、生産用機械器具製造業を組織する JAM、特に東京における春闘の単組状況からは、次のことが顕著になっております。

企業業況については多少のバラつきがありますが、全体的には回復基調にある。組合員の賃上げに関する期待感は非常に高かった。春闘結果から、例年に比較して、大きな賃上げ結果・ベア獲得となった。その中でも中小企業は特に顕著であった。賃金改善、ベア獲得額は前年を大きく上回っている。特に、組合員 300 人未満のベア獲得額は、300 人以上の労組の水準と

拮抗していると。

一方で、中小零細組織では、賃上げが難しいとされるところもありましたが、急激な物価上昇や人材確保の手段として、賃金改善を行うというところも多く見られました。

春闘結果の背景として、JAM構成組織の企業協力を得て、年2回、春と秋に実施している景況調査によれば、ここ数年続く、人材不足、採用難が解消されていないだけでなく、企業内では、技能の維持、継承が危ぶまれている。会社は積極的採用を図っていて、賃上げは組合員に対する人材流失防止策、新たな人材確保に向けた確保策となっており、中小零細企業ではより顕著である。JAMの特に中小零細企業の現場では、定年を過ぎた再雇用者の熟練技能に製造を頼っている企業や外国人労働者を技能育成して仕事を回していくという企業も少なくなっていないのが現状。当該産業の中小零細企業は地域の労働者にとって、魅力ある職場ではなくなってきているという大きな危機感があり、この状況は深刻化している。

続いて、はん用機械器具と生産用機械器具製造業の重要性ということで、はん用機械器具、生産用機械器具製造業は様々な分野の機械器具製造業を網羅しています。一般産業用、工業用機械、工作機械、金属加工用機械から農業、建設、半導体製造装置、軸受け、機械器具、部分品等機械を作る機械、マザーマシン、母なる機械と言われている機械もあり、まさしく日本のものづくり、製造業を支える基盤的産業、そして業種です。

高品質、高付加価値の機械部品を製造するためには高度熟練技能労働者の存在が不可欠です。高度熟練技能労働者は突然現れるのではなく、また、一子相伝で伝えていくものでもありません。その育成には、当然、一定の工場労働者の採用、人材確保をベースとした教育や経験が必要となります。そして、将来的にも、労働人口の減少などを背景に産業間で人材の奪い合いが激しくなり、人材確保への対策が早急に必要であると考えます。

昨今では、働く上でのモチベーションが多様化していますが、本年度の春闘における組合員の期待は賃金が一番であり、続いて、労働条件等の改善があります。さらには、その賃金水準に関する社会的評価があることから、自分が働く職種、産業に対する就業意欲と大きく関連します。労働者に対して、はん用機械、生産用機械器具製造業の賃金の一つの要素として魅力ある産業と感じてもらおうという労使共通の認識が必要ではないでしょうか。

最後にまとめとなりますが、地域別最低賃金が引上げられ、労働者の生活の安定が図られ、セーフティネットとしての役割が向上したからといっ

て、目的、役割の異なる特定最低賃金の必要性がなくなるわけではありません。実際に、地域別最低賃金が上がると、パート労働者、アルバイトや有期雇用労働者にとっては、大きな関心と労働意欲向上につながると思います。しかし、はん用機械器具、生産用機械器具製造業に従事し、その産業に将来、継続的な就業を目指そうという魅力、社会的評価を感じるということにはつながるでしょうか。もちろん、職業に貴賤はありません。考え方に上下はありません。職種、産業、社会的に優劣をつけるべきと言っているものではなく、当該産業に働く労働者の3割以上が賃金の底上げを自ら望み、法制度上、未組織労働者への波及を視野に申請するという思いに対し、是非、審議会において、必要性の議論によって応えていただきたいと考えております。

申出は適用労働者の範囲、適用する基幹労働者について、除外する者として、雇い入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者を設定しております。このことは新卒の場合でも、中途採用者の場合でも、入社後、2年を経過して、一定の技能を習得すると同時に会社に今後の定着が期待でき、将来的に、産業の中心、基幹的労働者として、育成していく人を対象としているということになります。

この点はすべての労働者を対象とする地域別最低賃金とは異なると同時に、未経験者によるアルバイトなども網羅する地域別最低賃金とは異なります。特定最低賃金によって少しでも金額を高く規制することは決して不自然ではありませんし、当該産業に働く労働者の誇りやモチベーションにつながります。

産業を牽引する経営者の皆様にも自社や業界で働くことの意味、その誇りを十分に意識した特定最低賃金の水準を御検討いただきたいと考えております。当該産業に従事する労働者が自らの申出により地域別最低賃金とは別に金額設定をすることで当該産業の魅力をアピールし、労働者の就業意欲が向上し、当該産業の人材確保が図れるものと考えます。そのような意味も含め、はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性について、御検討をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、輸送用機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いいたします。

安藤申出人

御紹介いただきました自動車総連所属の日産労連の安藤哲雄と申します。どうぞよろしく願いいたします。今回、趣旨説明の機会を与えていただき感謝を申し上げたいと思っております。私の方からは自動車、船舶、航空機、

同附属品製造業、修理業等、輸送企業を中心とした中での主張をさせていただきたいと思っております。ただ今申し上げた通り、出身は自動車ですから、趣旨の内容につきましては、自動車産業を中心に主張させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、全体の景況感について認識の共有を図りたいと思っております。ですけれど、政府は月例の経済報告の中で、日本経済の基調の判断は緩やかな回復をしているとの認識を示しています。先行きについては、雇用、所得環境に改善が見られる中で、各種の政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待できると。ただし、世界的な金融引締め等が続く中において、海外の景気の下振れが我が国へ影響するリスクが払拭できない状況にあるということでありまして、また、物価の上昇であったり、金融資本市場の変動等の影響が十分に発生する可能性もあるということで、注意をしていくことが重要であるという認識であると、私の方も考えております。

こうした現状の認識を踏まえた上で、自動車産業の持続的な発展に向けて産業の魅力の向上による人材確保等の取組みがまずは不可欠であると思っております。自動車産業で働く者の賃金が地域別最低賃金と同程度の場合、これは自動車及びその部品の製造、自動車の販売であったり、整備であったり、完成車種の搬送ドライバー等高付加価値業務を担う人材の確保もままならない状況に陥る可能性もあるということで、将来に向けた自動車産業の魅力の低下、そして、競争力の低下につながりかねない恐れがあることから、特定最低賃金の設定をする必要が顕著にあるのではないかと思っております。高い付加価値であったり、生産性を生み続けている自動車産業においても、産業が生み出す付加価値の高さに見合った魅力のある特定最低賃金の水準を確保して、地域別最低賃金に対しての優位性をしっかり確保していくことが必要だと思っております。

加えて、本年の総合生活改善の取組みの結果につきましては、多くの単組でこれまで以上の賃金改善分を獲得するとともに、企業内最低賃金の協定の締結の水準が大きく引上げられております。こうした労働者の賃金の実態を踏まえれば、特定最低賃金においても、賃金改正を図っていくことが重要だと思っております。

次に、自動車産業の収益状況でございますけれども、製造9社におきまして、2022年度、企業業績は、増収・増益が7社、増収・減益が2社となっております。2022年度の営業利益は前年同期に比べて8.3パーセント増の5兆3,704億円、なお、2023年度の通期予想につきましては、半導体の供給制約も落ち着きを見せるであろうという予測もあり、生産台数が回復をする見込み

であると考えております。一方で、世界的なインフレによる原材料価格の高騰、それから、エネルギー価格の高騰等によって、先行きに対する不透明感、これを色濃く残しているのもまた事実という認識でございます。

2023 年度の総合生活改善の取組み、春闘ですね、こちらの結果ですけれども、2023 年 8 月 1 日現在、これは全国平均になりますけれども、平均賃金については、集計対象 1,055 単組のうち、全体の 98.2 パーセントにあたる 1,036 単組において、賃金改善の要求をいたしました。総額での平均の要求額は、10,995 円、このうち、賃金改善分の平均要求額は、7,516 円であり、平均の要求額、改善額はいずれも 2014 年度以降で最も高い水準となっております。こうした要求に対する獲得状況ですけれども、妥結をした 1,048 単組の平均獲得額は、8,485 円、このうち全体の 89.5 パーセントにあたる 938 単組で賃金改善分を獲得することができました。全体の賃金改善分の平均獲得額は 5,035 円と昨年の賃金改善分の平均額と比較しても、3 倍近い獲得額となっております。また、企業内最低賃金の協定については、現時点における平均締結金額は 170,974 円ということで、こちらの方も前年比 6,418 円のアップということになっております。

こうした状況の中で、今後も特に、自動車産業が基幹産業として存在し続けるためには、さらなる業界の魅力を向上させ続けていくことが大変重要と思っております。自動車産業においても他にもれず人材の確保、流失の防止、これが喫緊の課題になっております。産業の生み出している付加価値の高さ、そして、仕事の質、内容にふさわしい水準の特定最低賃金の確立をしていかなければ、こうした懸念を払拭できないのではないかというふうに思います。アルバイト等の募集金額に代表される地域別最低賃金と同程度の水準であっては、自動車、部品の製造、これらを販売する方々、サービス、そして整備をする方々といった高付加価値を担う人材の確保、これもままならず、将来にわたって、自動車産業の競争力の源泉を失いかねないというふうに思っております。是非とも、人材確保、流出の防止という観点からも特定最低賃金は不可欠であるというふうに思っております。

また、高い付加価値生産性を生み続ける自動車産業においても、不当に低額な賃金が横行することは産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を払拭してしまう危険もあるのではないかと思います。就労人口のおそらく 1 割を占める国内の主要産業である自動車産業はこれまで高い付加価値生産性を生み出しております。特に雇用の裾野の広さ、これも相まって、日本経済、それから地域経済に対して大きな貢献を果たしているというふうな認識を持っております。そのための源泉という形では自動車産業

が生み続けている付加価値生産性の高さを今後も引き続き継続していく、また、これに見合った特定最低賃金の設定をしていく、このことが公正な競争力環境が確保されていく上で、大変重要であり、自らが生み出している高い付加価値を存続し続ける重要なファクターになるのではないかと思います。

使用者側の皆さんの主張の中には、とりわけ、中小企業への影響の懸念ということが伝えられています。労務費の上昇、部品の調達価格の交渉等なかなか価格に転嫁できない、そんな理由から特定最低賃金の引上げに反対する主張も見受けられます。しかしながら、自動車関係の経営者団体、日本自動車工業会、または、自動車部品工業会等では、サプライチェーン全体での取引適正化、付加価値の向上に向けて、自主行動計画の中で、人手不足、そして、最低賃金の引上げがあればその影響を加味した上で、十分協議をした上ですが、取引、対価、これの決定をしていく、価格決定について、最低賃金の引上げを反映した適正な労務費、適正な輸送費用、こうしたものをしっかりと反映をしていくということについても、自ら明記されていると聞いております。そうした意味でも、是非とも御理解を頂ければありがたいと思っております。

こうした観点からも、労使における共通の認識、これを醸成していくことが主要産業である自動車産業で働くことの位置付けを守り、高めるとともに、産業の魅力向上を図ることができ、中長期的に人材を確保していくことの重要性に鑑みて、当産業の基幹的な労働者、これにふさわしい最低賃金の水準の確立を進めていくことができるというふうに思っております。

残念ながら、昨年度は、企業内最低賃金協定、それから、地域最低賃金との優位性が認められず、特定最低賃金につきましては、必要性審議に至らずといった結果になりましたけれど、今年については十分優位性を確保しているというふうに考えております。是非とも今後の前向きな御検討をお願い申し上げます。ありがとうございます。

都留会長

ありがとうございます。続きまして、電気機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いいたします。

田代委員

新設ということで、電気関係の話をさせていただきます。資料の25ページの申出書並びに関係書類をお配りいただいていると思いますが、申出書に沿って簡単に説明させていただきたいと思っております。

申出書の下の方でありますけれど、今回の申出、新設ということで、最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の決定を求める申出ということで、7月31日に提出をさせていただきます。同日、受け付けをしていた

だいております。資料の中の1でありますけれど、業種、その中で、こういった者は除きますと記載させていただいて、適用労働者数は所定労働時間週20時間以上の者で、契約期間の定めが無く雇用されている労働者、契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、また、雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者を対象としての申出をさせていただいております。

また、申出書の4にある理由というところで、新設ということで、労働協約の適用労働者数が、東京労働局で調べていただいた労働者数の2分の1以上が必要だということで、2分の1を大きく超えている今回の申出となっております。また、労働協約ケースでの申出ということも御理解いただきたいと思っております。実際の数字は26ページになりますが、東京で使用されている労働者数33,795人に対し、私達が集めた労働協約33,637人ということで、申出をさせていただいております。具体的には、次の27ページ、一番上のJVCケンウッドから一番下のミツミ電機まで入れまして、33,637人の労働協約ということでもあります。

先ほどの説明でもありましたけれど、特定最低賃金の位置づけ、地域別最低賃金とは違う、基幹的労働者の賃金を決定していくという意味からも、是非真摯な議論をさせていただきたいと。また、新設での申出ということから、業界動向や賃上げの状況、そういったものに関しましては、別の場で、意見陳述という形でさせていただきたいと思っております。以上です。

都留会長 ありがとうございます。続きまして、自動車小売業（新車）の申出者の方から御説明をお願いいたします。

安藤申出人 引き続き、安藤でございます。よろしく願いいたします。

東京都の自動車小売業について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、新設の決定を求める申出を7月31日に提出させてもらっております。申出の理由につきましては、東京都の自動車小売業（新車）において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数、基幹的労働者の約2分の1に達することができたことから、特定最低賃金の新設決定を求めるということでもあります。労働協約ベースの内容にて申出をさせていただいております。2分の1に相当する人数としては、事業所数1,001、適用労働者数14,660人に対して、7,507人ということで申出をさせていただいております。

特に、新設を目指すという関係につきましては、御承知の通り、今現在、東京都におきまして、生産拠点が大変減少している状況です。その意味では、日本の礎市場を担う販売という適用については、東京は大きなファクターを

占めている状況でありますし、給与や仕事の内容面からも人員の削減等大変顕著でありまして、整備員も含む人材確保に向けての対応が急務となっております。そういう意味で新設していただけたらと思います。なお、新設の関係でありますので、申出等の趣旨説明等につきましては、また別の機会を利用させていただき、主張させていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

都留会長 ありがとうございます。申出者の皆様には、本会のために時間を割いていただきありがとうございました。

(申出者退室)

都留会長 それでは議事(4)その他に移ります。業務改善助成金について、制度改正があったと聞いておりますが、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長 資料7、37ページから42ページまででございます。業務改善助成金が制度拡充されました。内容につきまして、2種類のリーフレットを載せてあります。業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給を一定以上上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給されるものでございまして、最低賃金引上げのための主たる支援策として、東京労働局におきましては、その周知及び利用促進に努めているところでございます。

中央最低賃金審議会及び東京を含む各地方最低賃金審議会から、対象となる事業場の拡大、小規模事業者が活用しやすくなるような拡充、最低賃金が相対的に低い地域への重点的な支援について御要望がされていたところでございまして、それを踏まえて、本年8月31日に拡充が行われました。その内容について御報告申し上げます。

まず、拡充の1点目、対象事業場が拡大されております。これまで、事業場の中で最も低い賃金額と地域別最低賃金との差額が30円以内ということが要件でございましたが、拡充によりまして、事業場内最低賃金との差額が50円以内の事業場であれば、申請対象となりました。これによりまして、令和5年10月以降に行われます、全国の地域別最低賃金の改正に対応する必要がある全ての中小企業が申請をすることができるようになったということでございます。

2点目、事業場規模50人未満の事業場におかれましては、令和5年4月

1日から12月31日までの間に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ後に申請することが可能になりました。これは、昨年度までございました特例コースと似ているものでございますが、相違点がございまして、引上げ額が30円コースに限定されない、また、事業場規模が50人未満であればそれでよく、生産量要件や物価高騰等要件を充たす必要がなく、従来の特例コースよりも使いやすくなっております。

最後に、助成率区分の見直しがされております。これは、地域別最低賃金が相対的に低い地域を重点的に支援するものでございまして、助成率が90%、80%と拡大されております。東京都内の事業場には適用はなく、75%でございますが、地方に事業場をお持ちの場合、適用を受けることが可能でございます。業務改善助成金は事業場単位での申請でございますので、企業の中でそういう事業場があれば、御利用可能ということであります。

今後、東京労働局におきましては、東京メトロや都バスなどの公共交通機関、ターミナル駅を周辺とした街頭ビジョン、AMラジオCM等、幅広く都内の事業場に周知を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、別の日程で要請をさせていただいた団体の委員の方もおりますが、本日各委員の机上には要請書を配付させていただいております。中小企業への御周知、御協力、お願いいたします。以上でございます。

都留会長 ただ今の事務局の説明について、御質問、御意見などございますか。
ないようでしたら、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長 次回の開催日程につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきます。各委員の先生方、御出席をよろしくお願いたします。

都留会長 他になければ、本会はこれで終了いたします。本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労働者側委員は土屋委員、使用者側委員は小林委員に確認をお願いいたします。

本日はありがとうございました。